

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件契約に係る入札案内において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 入札物件名
病棟病室ロッカー・チェストの購入
- (2) 入札物件の数量及び特質
病棟病室ロッカー・チェスト 1 式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む)
- (3) 購入物品の内容等
別紙仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 3 年 7 月 20 日（火）
- (5) 納入場所
愛媛県立新居浜病院（愛媛県新居浜市本郷 3-1-1）
- (6) 入札方法
(3) についての総額で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、消費税及び地方消費税の課税部分となる金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税及び地方消費税の課税部分となる金額の 110 分の 100 に相当する金額と消費税及び地方消費税の非課税取引となる金額の合計額を入札書に記載をすること。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 2 年度から令和 4 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 予定数量と同程度の物品納品の実績を有し、公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。

3 入札日時及び場所

- (1) 日時
令和 3 年 5 月 31 日（月）午前 10 時 30 分
- (2) 場所
愛媛県立新居浜病院 救命救急センター 2 階 症例検討室
- (3) 開札は、即時開札とする。

4 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号）第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

5 入札方法

- (1) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)、会計規程及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該契約書等について疑義がある場合は、下記 11 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、契約書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行い、郵送、電報、電送、その他の方法による入札は認めないものとする。なお、原則として、入札会場には入札執行事務に係りのある職員を除き、他のものは入室できない。入札書は、別紙様式のとおりとし、必要事項を明確に記載し所要の押印をすること。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとし、かつアラビア数字を用いるものとする。書類の文字及び印影は明瞭であって且つ消滅しがたいもので記載すること。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ア 物品名
 - イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (5) 代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札開始前に入札会場において、入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。また、入札代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (6) 入札書は封入の上、提出すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認められない。
- (8) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 入札執行者は、競争参加者等が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、必要と認められるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。
- (10) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が出た場合は、その端数処理は行わない。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に予め入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。又、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとする。
- (14) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は不正の利益を得るための連合をした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者。
- (15) 入札参加者またはその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

6 無効の入札

- (1) 愛媛県公営企業会計規程、愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札。
- (2) 入札者又はその代理人がなした二つ以上の入札。
- (3) 入札に参加する資格の無い者又は代理権限のない者のなした入札。
- (4) 件名又は入札金額の無い入札。
- (5) 金額を訂正した入札又は入札金額の記載が不明瞭である入札。
- (6) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印の無い又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、代理人であることの表示並びに委任状に記載の当該代理人の住所、氏名及び押印の無い又は判然としないとき。
- (7) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (8) 明らかに談合によると認められる入札。
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。

7 開札及び落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示したものであって、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札者がいないときは再度入札を行うが、入札3回に及ぶも落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行する。
- (3) 再度入札を行う場合の入札書は、入札執行場所（室内）で記載するものとする。
- (4) 落札となるべき同価格の入札をしたものがあるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係の無い職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を明記した入札書又は入札辞退書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、数回にわたり反復して行う入札において、前回辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (6) 落札者を決定したときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (7) 入札後に契約書（案）、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- (8) 落札者は、落札の通知を受けたときは、速やかに契約書の取り交わしをするものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期申し出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することができる。
- (9) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

9 入札参加資格審査申請書等の提出方法

- (1) 提出先
愛媛県立新居浜病院 総務医事課 医事係
〒792-0042
愛媛県新居浜市本郷 3-1-1
電話 (0897) 43-6161 内線 1255
- (2) 提出書類
ア 入札参加資格審査申請書 [別紙様式1] 及び添付資料
イ 誓約書 [別紙様式2]
ウ 申告書（上記2(1)関係） [別紙様式3]
- (3) 提出期限
令和3年5月26日（水）午後5時15分

(4) 提出方法

持参又は郵送（期限必着）

(5) 受付時間

持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く）とする。

(6) 決定通知等

提出された関係書類の内容を確認し、入札日までの提出者に「入札参加資格審査結果通知書」により通知する。

10 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件契約業務に関して要した費用については、すべて当該者が負担するものとする。

11 照会先

- (1) 担当係名 愛媛県立新居浜病院 総務医事課 医事係
(2) 所在地 〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷 3-1-1
(3) 電話番号 0897-43-6161（内 1255 担当：大野）

入札当日に必要なもの

- 入札参加資格審査結果通知書
- 入札書・見積書（当日配付するものを使用することも可。）
- 委任状（代理人が入札に参加する場合。）
- 代表者印（代理人が出席する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑。）